

埼玉県越谷児童相談所一時保護所 御中

埼玉県越谷児童相談所
一時保護所第三者評価報告書
(令和6年度)

令和6年3月21日

一般社団法人 アスラサポート

目次

I <概要>	2
1. 目的	
2. 実施概要	
3. 評価の方法と基準	
II <報告>	3
各評価	
第1部 子ども本位の養育・支援	3
第2部 一時保護の環境及び体制整備	5
第3部 一時保護の運営	7
第4部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント	9
第5部 一時保護の開始及び解除手続き	10
III <判断基準一覧>	11

I <概要>

1. 目的

児童相談所が行う一時保護において、公正・中立な第三者が専門的かつ客観的な立場から評価を行い、その結果を公表することを通じて、透明性の確保及び「一時保護中の子どもの権利擁護」と「一時保護所運営の質の向上」を図ること

2. 実施概要

埼玉県指定の「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引(案)」に基づき以下の方法で一般社団法人アスラサポートが実施した

評価施設:埼玉県熊谷児童相談所一時保護所(以下、保護所という)

評価機関:一般社団法人アスラサポート(埼玉県 2019050 社会的養護関係全国 202204-001-01)

(1) アンケート調査(2/5～3/5)

① 職員アンケート(職員 21 名)

職員それぞれに 64 項目の自己評価を実施し、評価機関が集計・分析を行った

② 子どもアンケート(アンケート 23 名、聞き取り 3 名)

実施期間内に入所中の子どもに対しアンケート・聞き取りを実施し、評価機関が集計・分析を行った

(2) 参考資料

個人情報を除く以下の資料を施設から徴し、評価者が調査・評価の参考にした

事業概要、定期監査資料、組織図、分掌表、事業計画、各会議録、各報告書等

権利ノート、日課表、学習時間割表、献立表、マニュアル、シフト、児童に関する記録 等

(3) 実地調査(3/4～3/5)

① 書類調査

児童に関する記録、職員に関する記録等

② 施設見学

③ 子ども聞き取り 3 名

小3以下のアンケート記入が難しい子どもに対して聞き取りを行った

④ 職員ヒアリング 5 名

参考資料、アンケートをもとにヒアリングを行った

所長、副所長、担当部長、担当課長、児童指導員、保育士、看護師

(4) 報告会(3/21)

参加者 施設:3 名 所長、副所長、担当部長

評価機関:2 名

(5) 埼玉県へ報告書提出(3/31 予定) 県ホームページで公表される予定

3. 評価の方法と基準(埼玉県の基準に基づく)

(1) 一時保護所職員自己評価・こどもアンケート・各書類・ヒアリング・施設見学等を総合的に評価

(2) 判断基準の評価は○、△、×の3段階で評価

(3) 各評価項目は「判断基準」(2)の評価結果を踏まえ、以下の4段階にて評価

評価段階	評価の考え方
s	優れた取組みが実施されている 他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
a	適切に実施されている よりよい一時保護の水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
b	やや適切さにかける 「a」に向けた取組みの余地がある状態
c	適切ではない、または実施されていない 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

Ⅱ＜報告＞各項目の評価

第1部 子ども本位の養育・支援

評価項目		評価	判断基準					
			準1	準2	準3	準4	準5	準6
1	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	a	○	○				
2	子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	a	○	○				
3	保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	a	○	○				
4	保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	a	○					
5	保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	a	○	○	○	○	○	
6	保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	a	○	○	○	○		
7	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか	a	○	○	○	○		
8	被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	a	○	○	○			
9	子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	a	○	○	○			
10	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	a	○					
11	性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか	a	○					
12	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	a	○	○	○	○		
13	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	a	○	○				
14	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	a	○	○				

＜特に優れている点＞

1. 「決して一人じゃない」「一緒に考えよう」と置かれている状況と気持ちを共有し安心感を持ってもらうよう温かい処遇に努めている点
 - ・日々の様子を担当職員が見守り自然な形で積極的に子どもに声をかけ時には面談に誘いしっかり話を聞きとことん向き合い一緒に考えている姿勢が保護所全体で伺える
保護期間の長期化している子や先が見えない子、不安を抱えている子には丁寧に受け止め寄り添い辛い思いを共有し、時にはケースワーカーと共に一緒に考え乗り越えていくなど時間をかけて対峙する姿がある
職員の子どものに対して「一人にさせない」「一緒に考えていく」強い思いと温かい処遇が子どもの安心感につながっている
子どものアンケートからも信頼度が高く職員の努力が見える
 - ・「SOS の出し方」を学ぶ機会を作り子どもが自分で表現できるよう支援している
子どもが自分の言葉で表現しにくい場合はジェスチャーや絵カードを活用するなど段階を経て表現できるよう支援を重ねている

2. 子どもの意見の尊重の点

- ・意見箱やアドボケートの取り組みのツールは個人情報子どもに伝え忌憚ない意見を言えるように工夫している
また今年度から各種生活ルールを見直し、子どもの権利擁護を実践している
個々の権利擁護は集団生活においてデメリットもあるが職員はバランスをとった上で子どもたちの声を出来る限り希望に添えるように努めている

3. 退所後を見据えて身に付けたい支援を行う点

- ・食事マナーについてはどのような場面でも自信をもって対応できるように習得に力を入れている
習得の段階に合わせマナー箸を活用したりゲーム感覚で箸の使い方を覚えられるよう工夫している
お茶碗の持ち方から食べ方の姿勢など指導しマナーの必要性を理解できるよう丁寧に説明している
- ・布団の畳み方に関してはお手本の写真を掲示しできるようになるまで確認できるよう工夫されている
- ・歯磨きは職員と共に行い習慣化を促している

※一時保護所の対応ではなくケースワーカーにかかる項目については児童相談所の対応として総合的な判断を行いました

第2部 一時保護の環境及び体制整備

評価項目	評価	判断基準					
		準1	準2	準3	準4	準5	準6
15 一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか	b	○	○	△	△		
16 一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	b	△	△	○			
17 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	a	○	○	○	△	○	○
18 管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	a	○	○	○			
19 一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	a	○					
20 各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	a	○	△	○			
21 情報管理が適切に行われているか	a	○	○	○	○	○	
22 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	a	○	○	○	○		
23 職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	a	○	○				
24 児童福祉司との連携が適切に行われているか	a	○	○				
25 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	a	○	○	○			
26 医療機関との連携が適切に行われているか	a	○	○				
27 警察署との連携が適切に行われているか	a	○	○	○			
28 施設や里親等との連携が図られているか	a	○					
29 子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	a	○	○				

<特に優れている点>

1. クラウド管理による情報共有と業務効率化の点

- 書類はクラウド上で管理され必要に応じ迅速に共有理解が得られるよう既に運用されているクラウド上でも重要点を逃さないよう吹き出しをつけ注意喚起を行うなど工夫している
- 各種会議などの決定事項はそのプロセスを知ることができ理解して決定事項を実行できるなど保護所の運営に活用され業務効率化の一助になっている

2. チームワークの処遇と職員育成の点

- 特に処遇の難しい子どもに対し担当職員には「決して一人じゃない」とチームで処遇している個々の特性に合わせてPDCAをチームで行いそれぞれの職員が補完し合いながら処遇にあたっている
- 初めて幼児担当になる職員のため保護所独自できめ細かく幼児の発達の目安を作成し発達段階ごとに処遇して行けるよう工夫している
例えば2歳児の幼児に対し1歳半相当の生活支援から始めるなど個々の成長にあった柔軟な処遇を行っている

3. 当局と連携の点

- ・常に当局と連絡を取り適切な配置が取れるよう要望を出し続け保護所が安全かつ健全に運営できるよう努めている
今年度は学習指導員の充足により子ども一人ひとりの学習の質の向上が図られた

4. 児童精神科医と連携による支援の点

- ・職員が子どもに対し専門的な相談ができアドバイスを受けることができる
処遇に対して悩み葛藤する職員の不安解消や直接処遇に反映できる重要な機会になっている
事例としては処遇の難しい子どもへかける言葉を変えるアドバイスを受け子どもの反応が劇的に変化し落ち着き関係性が良くなった
「子どもの信頼感と安心感の向上」と「職員の成長と負担軽減」につながっている

＜改善や工夫を期待したい点＞

保護所だけで解決できない課題もありますが保護所は今ある状況の中でできる限りの工夫をし子どもの権利擁護を推進していますが物理的に居室等の改修が望まれます
また定員超過の常態化の課題は子どもの適切な処遇と職員の負担軽減のためにも早急に改善を望みます

※一時保護所の対応ではなくケースワーカーにかかる項目については児童相談所の対応として総合的な判断を行いました

第3部 一時保護の運営

評価項目	評価	判断基準					
		準1	準2	準3	準4	準5	準6
30 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	a	○	○				
31 一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	a	○	○	○	○		
32 緊急保護は、適切に行われているか	a	○	○				
33 一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	a	○	○	○			
34 レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	a	○	○	○			
35 食事が適切に提供されているか	a	○	○	○	○	△	
36 子どもの衣服は適切に提供されているか	a	○	○	○	○		
37 子どもの睡眠は適切に行われているか	a	○	○				
38 子どもの健康管理が適切に行われているか	a	○	○				
39 子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	s	○					
40 未就学児に対しては適切な保育を行っているか	a	○	○				
41 家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	a	○	○	○			
42 子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	a	○	○	○	○		
43 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	a	○	○	○			
44 無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか	a	○	○	○			
45 重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	a	○	○	○			
46 身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	a	○	○	○			
47 被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	a	○	○				
48 障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	a	△	○	○			
49 健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	a	○	○				
50 無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか	a	○	○				
51 災害発生時の対応は明確になっているか	a	○	○	○			
52 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	a	○	○				
53 一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	a	○	○	○	○		
54 一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	a	○	○	○	○		

＜特に優れている点＞

1. 学習指導員の充足によるきめ細かい指導の点

- ・今年度2名充足されたことできめ細かく個別指導を受けることができる
- ・職員からは「専門的な情報が聞けたことにより新たな視点で処遇の仕方を学んだ」と声が上がった
さらに訪問当日は活発な子どもの学習の様子が見られた

2. 一体感のあるイベントの点

- ・お楽しみ会開催は全員が楽しめるように工夫している
中でもスライム作りや飛行機飛ばし、謎解きゲームなどは年齢差があっても楽しめ全体で盛り上がり、職員も参加し一体感を生んでいる
またお楽しみメニューはリクエストを聞きなるべく希望に添うように業者と連絡会議で決定している

3. 限られた環境の中で最大限の工夫の点

- ・個別学習室を作るためにプレイルームに保護所の中にあるもので間仕切りを置き集中して学習できる環境を用意している
- ・給食のパックを洗浄する当番制がありそれを工作等で活用する仕組みがある
それを通して話をするなど自然とリサイクルが身につくように促している

4. 防災学習と非常食体験の点

- ・紙芝居・絵本・DVD など年齢や発達段階に応じた防災学習の機会を設け理解しやすい工夫をしている
また非常食体験を年2回開催し実感を持って体験し防災意識向上につなげている

5. 楽しみながら安心して成長できる幼児への支援の工夫の点

- ・アンパンマンのマークや色別のマークを使って自分のものと他者の物を識別するよう工夫している
持ち物や布団など愛着を持って利用する、自分の場所を大切にするなどに繋がっている
- ・並ぶ位置や移動ルートに職員が手作りのマークを貼るなど子どもが楽しみながら自然とルールが身に付き、自ら行動に移すことができるようになっている

6. 衣服の支給の1本化で公平・平等な配慮の点

- ・衣服の支給については管理担当者を置き、希望や要望に不公平感の無いよう配慮している
子どもは要望があれば管理担当職員に伝えるなど衣類について1本化し行き違いの無いよう工夫している
必要に応じて制服の貸し出しを行い学校見学や受験などに対応できるよう準備している

※一時保護所の対応ではなくケースワーカーにかかる項目については児童相談所の対応として総合的な判断を行いました

第4部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

評価項目	評価	判断基準					
		準1	準2	準3	準4	準5	準6
55 保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか	a	○	○				
56 保護開始にあたり、関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか	a	○	○				
57 援助指針に沿った個別ケアを行っているか	a	○					
58 一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか	a	○	○	△			
59 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	a	○	○				
60 観察会議が適切に実施されているか	a	○	○	○			

<特に優れている点>

- ・ 観察会議の開催要項を予め策定し円滑かつ充実した会議運営が行われている
中には目的・参加者・開催日時・必要な資料・議事録の留意事項等が明文化されスムーズな進行と共有が図られる仕組みがあり実践している
- ・ 全職員がローテーションで検食し子どもと一緒に食事を摂っている
様々な職員が食事を通して保護所全体で子どもとかかわり担当職員だけでなく子どもの変化や様子をアセスメントに活かし共有している

<改善や工夫を期待したい点>

保護期間の長期化の改善

一保護所だけで解決できない課題「施設の空き」「家庭復帰するまでの長期化」「里親不足」などありますが行政・他保護所・受入施設などと連携し早急に改善されることを強く望みます

※一時保護所の対応ではなくケースワーカーにかかる項目については児童相談所の対応として総合的な判断を行いました

第5部 一時保護の開始及び解除手続き

評価項目	評価	判断基準					
		準1	準2	準3	準4	準5	準6
61 保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	a	○	○				
62 一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	a	○	○	○			
63 保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	a	○	○				
64 保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	a	○	○				

<特に優れている点>

- ・定員超過であっても緊急入所の受入れ時に子どもにとって不便なく過ごしてもらえるよう努めている
衣類・衛生用品・靴などを提供できるよう各種サイズを揃えストックしている
またどの職員でも提供できるよう整理されすぐに取り出せるようにしている
- ・定員超過時に対応するため古い寝具も常に使用可能な状態で保管し緊急対応にも可能な準備がなされている

※一時保護所の対応ではなくケースワーカーにかかる項目については児童相談所の対応として総合的な判断を行いました

＜判断基準一覧＞

- 1-1 子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、分かりやすく説明しているか
- 1-2 子どもの権利が侵害された時の解決方法を説明しているか
- 2-1 子どもの意見・要望・苦情等が適切に表明されるような配慮を行っているか
- 2-2 子どもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組が行われているか
- 3-1 一時保護の理由や目的、一時保護所での生活等について、子どもの年齢や理解に応じて分かりやすく説明し、理解を得ているか
- 3-2 不服申し立ての方法等について、保護者・子どもに示しているか
- 4-1 保護期間中に、適宜子どもに対して、現状や見通しについて説明をしているか
- 5-1 一時保護の解除にあたっては、子どもの意向、意見や気持ちを十分に聞いているか
- 5-2 一時保護解除について、伝える時期に十分に配慮しているか
- 5-3 子どもや保護者等の意見等を踏まえ、復帰時期、復帰後の生活等について十分に検討しているか
- 5-4 家庭復帰ができない場合、理由、その後の生活の見通し等を十分に伝え、子どもが納得できるよう対応しているか
- 5-5 家庭復帰ができない場合、児童養護施設の見学や里親に会えるようにしているか
- 6-1 家庭復帰に対する子どもや保護者等の心理状態に配慮しつつ、子どもや保護者等の意見を聴取しながら、復帰時期、復帰後の生活等について検討しているか
- 6-2 子どもが年齢に応じて SOS が出せるよう、エンパワメントを行っているか(幼保職員への SOS、児童相談所全国ダイヤルの使い方の練習など)
- 6-3 里親委託や施設入所等に移行する子どもには、新たな養育場所に関する情報提供、心のケア、移行の必要性の説明等を行っているか
- 6-4 家庭復帰後も、相談や支援をしていくことを分かりやすく伝えているか
- 7-1 外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限となっているか
- 7-2 外出、通信、面会等に関する制限を行う場合には、子どもの安全確保のため必要である旨を子どもや保護者に説明しているか
- 7-3 外出、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、理由や経過等に関する記録を留めているか
- 7-4 外出、通信、面会、行動等の制限を行っている子どもがいる場合に、必要のない子どもまでもが制限されていないか
- 8-1 被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に通告・届出ができることについて、あらかじめ子どもに説明しているか
- 8-2 万一、子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応は適切に行われているか
- 8-3 被措置児童等虐待の防止に努める取組等を行っているか
- 9-1 子ども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えているか
- 9-2 子ども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制を確保しているか
- 9-3 子ども同士での権利侵害など、子どもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のための取組を行っているか
- 10-1 文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違いなどを尊重した対応をしているか
- 11-1 性的なアイデンティティに配慮した対応をしているか
- 12-1 一時保護の受入れ可否を子どもの安全の視点で判断しているか
- 12-2 子どもが安全感や安心感、信頼感を持てる保護や療育を行っているか
- 12-3 全ての子どもが被害を受けている、コミュニケーションに問題がある可能性を考慮した、通常以上に配慮したケアが行えているか
- 12-4 プライバシーに配慮すべき場面では、適切な対応を行っているか
- 13-1 「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えているか
- 14-1 子どもからの聞き取りにあたっては、子どもの人権等への配慮を十分に行っているか
- 14-2 子どもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司と共有することを説明しているか
- 15-1 子どもの保護ができる場が用意できているか
- 15-2 開放的環境における対応が可能となっているか(一時保護所内での開放的環境の確保・委託一時保護の活用等)
- 15-3 一時保護所の設備及び運営基準は、児童養護施設について定める設備運営基準を遵守しているか(適切な監査等を受けているか)
- 15-4 プライバシーに配慮した居室空間が提供されているか
- 16-1 束縛感がなく、個性が尊重される環境となっているか
- 16-2 必要な子どもに対し、個室を提供できる環境があるか
- 16-3 あたたかい雰囲気であり、安心して生活できる体制が確保されているか
- 17-1 日常的に清掃等がされ、衛生的な環境が維持されているか
- 17-2 家庭的な環境となるような工夫がされているか
- 17-3 生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されているか
- 17-4 必要な修繕等が行われているか
- 17-5 生活場面の中で、どんな外風景が見えるのか
- 17-6 外部からの視線に対する配慮が行われているか
- 18-1 管理者が一時保護所の管理・運営をリードするための環境が整っているか
- 18-2 管理者のリーダーシップのもとでの管理運営が行われているか
- 18-3 スーパーバイズができているか

- 19-1 職員配置は、児童養護施設について定める設備運営基準以上であるか
- 20-1 各職種の役割や権限、責任が明確になっているか
- 20-2 専門性を要する役割には、必要な能力等を有する職員が配置されているか
- 20-3 相談援助活動の一貫性を保つよう努めているか
- 21-1 個人情報が適切に取り扱われているか
- 21-2 情報の重要性や機密性を踏まえた管理を行っているか
- 21-3 書類や記録等が適切に管理・更新されているか
- 21-4 子どもに関する情報について、外部機関と共有する必要がある場合には、子どもや保護者の同意を得ているか
- 21-5 情報管理に関する職員の理解・周知の取組みを行っているか
- 22-1 一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組が行われているか
- 22-2 職員の専門性の向上を図るための計画的な取組が行われているか
- 22-3 職員一人ひとりの育成に向けた取組が実施されているか
- 22-4 職員間での指導・育成を行う仕組みがあるか
- 23-1 職員間での情報共有や引継等の仕組みがあるか
- 23-2 職員間で共有・引継する情報の内容は適切か
- 24-1 一時保護所は、児童福祉司と密接な連携が保てる範囲に設置されているか
- 24-2 入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と十分な連携を図っているか
- 25-1 適正な就業状況が確保されているか
- 25-2 職員が働きやすい職場環境づくりの取組みがなされているか
- 25-3 福利厚生施設の充実に取り組んでいるか
- 26-1 必要な場面で、医療機関からの協力がえられているか
- 26-2 子どもの状況に応じ、児童福祉司や生活支援担当者、児童心理司、医師などのチームケアを行える体制があるか
- 27-1 警察署との連携が日頃から行われているか
- 27-2 警察の面接等にあたっては、子どもの成長・発達状況や心身の負担に十分に配慮するよう警察と十分に調整を行っているか
- 27-3 子どもに対し、警察が面接等を行う場合には、可能な限り協力しているか
- 28-1 移行前に、子どもが安心感を持てるように配慮しているか
- 29-1 必要な関係機関との連携を行う仕組みがある
- 29-2 関係機関とのネットワークを有効に活用できている
- 30-1 理念・基本方針が職員に周知されているか
- 30-2 一時保護の目的(安全確保・アセスメント)に即した理念・基本方針となっているか
- 31-1 事業計画が策定されているか
- 31-2 事業計画に基づく取組みが実施されているか
- 31-3 事業計画の策定と評価、見直しの仕組みがあるか
- 31-4 策定にあたって、児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映できる仕組みがあるか
- 32-1 閉鎖的環境での保護期間が必要最低限となるよう適切に判断する仕組みがあるか
- 32-2 緊急保護を行うにあたり、子どもへの説明が行われているか
- 33-1 個々の子どもの状態にあわせて、生活全体の場面にて生活面のケアを行っているか
- 33-2 日課構成は適切か
- 33-3 一時保護所での生活を通して、徐々に生活習慣が身につくよう支援しているか
- 34-1 レクリエーションプログラム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境が提供されているか
- 34-2 子どもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加させるよう配慮しているか
- 34-3 必要に応じ、事故防止に留意しつつ、野外活動等を実施することにより、子どもの安定化等に取り組んでいるか
- 35-1 1日3食の食事が提供されているか
- 35-2 食事は衛生が確保されているか
- 35-3 食事アレルギーや個々の子どもの状態等に配慮した食事が提供されているか
- 35-4 おいしく食事をするための配慮がなされているか
- 35-5 食事は、温かい雰囲気の中で提供されているか
- 36-1 衣服の清潔は保たれているか
- 36-2 衣習慣が身に付くように支援しているか
- 36-3 発達段階や好みにあわせて子ども自身が選択できるようにしているか
- 36-4 適切な衣服を貸与できる
- 37-1 就寝・起床時刻は適切か
- 37-2 睡眠環境は適切か
- 38-1 子どもの健康状態が把握されているか
- 38-2 子どもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っているか
- 39-1 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っているか
- 40-1 保育所運営指針による保育を基本としているか
- 40-2 発達の個人差、生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育が行われているか

- 41-1 子どもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っているか
- 41-2 子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、関係者間で共有されているか
- 41-3 家族との面会等は、子どもの安全と安心、子どもの意志や気持ちを踏まえ総合的に判断されているか
- 42-1 受入時には、多職種によるカンファレンスを行っているか
- 42-2 子どもの問題に応じた治療教育、性教育などの支援を行っているか
- 42-3 一時保護所の子どもの中で、性的問題行動が起きた場合には、適切な対処が行われているか
- 42-4 PTSD症状、訴えがみられた場合は、迅速に児童心理司、医師に報告し、適切な対応を行っているか
- 43-1 他害や自傷行為等の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか
- 43-2 アセスメントに基づく対応方針に応じたケアが行われているか
- 43-3 他害等の逸脱行動には毅然と対応しているか
- 44-1 無断外出を行う又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか
- 44-2 無断外出が発生した場合に、その子どもに対して適切な対応を行っているか
- 44-3 無断外出があった場合には、その子ども以外に対しても適切な対応を行っているか
- 45-1 一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもの一時保護にあたっては、必要な手続き、支援体制の確保が行われているか
- 45-2 重大事件の場合には、刺激の少ない部屋で安心させる対応を行っているか
- 45-3 重大事件の場合には、他児との関係に関する配慮を行っているか
- 46-1 身近な親族が亡くなったことを適切な時期に適切な方法で伝えているか
- 46-2 葬儀等に参加させているか
- 46-3 必要によりグリーフケアやモーニングワークを行っているか
- 47-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか
- 47-2 対応方針に応じたケアが行われているか
- 48-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか
- 48-2 対応方針に応じたケアが行われているか
- 48-3 障害を有する子どもの受入にあたり、他の子どもに対する障害への理解を深めるなどの取組みがなされているか
- 49-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか
- 49-2 対応方針に応じたケアが行われているか
- 50-1 無断外出があった場合の対応は明確になっているか
- 50-2 無断外出の未然防止に努めているか
- 51-1 火災等の非常災害に備え、具体的な避難計画を作成しているか
- 51-2 避難訓練を毎月1回以上実施しているか
- 51-3 日頃から、消防署、警察署、病院等の関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速、適切な協力が得られるように努めている
- 52-1 感染症の発生を防ぐための対策が講じられているか
- 52-2 感染症が発生した場合の対応が明確になっているか
- 53-1 マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制があるか
- 53-2 マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組が行われているか
- 53-3 マニュアル等の内容に基づき、実施されていることを確認する仕組みがあるか
- 53-4 マニュアル等の内容について見直し等が行われているか
- 54-1 自己評価が定期的に行われているか
- 54-2 外部評価の仕組みがあり、定期的に行われているか
- 54-3 自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組が行われているか
- 54-4 職員間での共有や職員一体となった取組が行われるようになっていくか
- 55-1 一時保護を行うにあたり、子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、成長・発達等の状況を十分に把握できているか
- 55-2 集団生活をさせても問題がないかの確認が行えているか
- 56-1 チームで情報共有しながらアセスメントが行われているか
- 56-2 総合的なアセスメントに基づく個別援助指針(援助方針)が策定されているか
- 57-1 個別援助指針(援助方針)に基づく個別ケアを大前提とした子どもの養育・支援が行われているか
- 58-1 積極的に子どもと関わり、細かなやりとりを通じた子どもへのアセスメントを行っているか
- 58-2 子どもの変化に応じた支援が行われているか
- 58-3 必要以上に長期間の保護が行われていないか
- 59-1 子どもの全生活場面について行動観察を行っているか
- 59-2 子どもの行動観察の結果を記録しているか
- 60-1 職員は、業務引継を適切に行っているか
- 60-2 原則として、週1回は観察会議を実施しているか
- 60-3 観察会議の結果を、判定会議に提出しているか
- 61-1 子どもや保護者の状況等に応じた必要な支援が行われているか
- 61-2 日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを支給又は貸与しているか
- 62-1 子どもにとって心理的に大切な物については、一時保護期間中に子どもが所持できるよう配慮しているか
- 62-2 一時保護期間中、子どもが所持する物については、記名しておく等子どもの退所時に紛失していないよう配慮しているか

- 62-3 所持物の中に麻薬、覚せい剤や危険ドラッグ等がある場合には、直ちに警察に連絡しているか
- 63-1 一時保護の継続判断を行うために、児童相談所等に必要な情報の提供をしているか
- 63-2 一時保護中に得られた子どもに関する情報を適切に引き継いでいるか(成育歴、強み・長所、継続的な取組等)
- 64-1 子どもの所有物は、一時保護解除時に返還しているか
- 64-2 子ども以外の者への返還は、適切に行われているか